

權利活用
裁判管轄
原被心得

2
168

東京圖書館	
函一四	門新
架五	部一一
號	類

036387-000-7

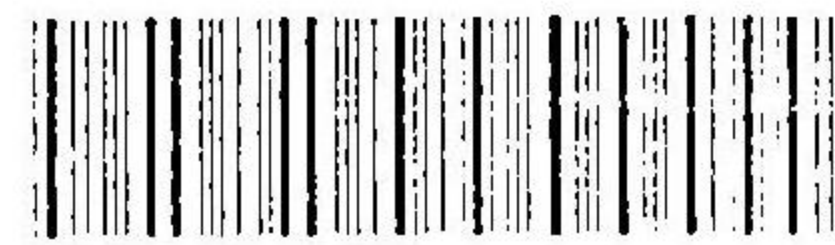
特30-632

原被心得

諏訪 增之丞 / 編

M14

BBR-0036



特 30
632

諏訪増之丞編輯

裁判管轄
權利活用

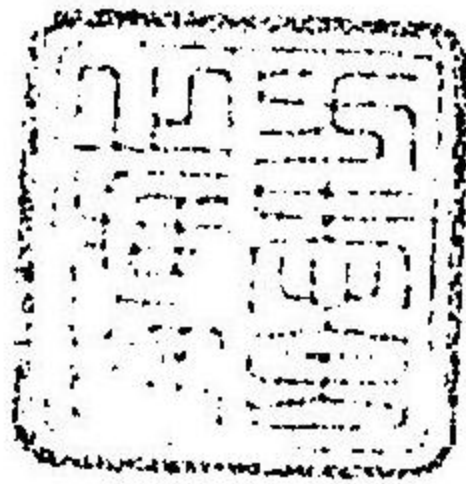
原

被

心

得

明治十四年十一月刊行



東洋

裁判管轄原被心得

裁判ノ要

明鏡なり故に草昧の時には裁判の事寡なく文明

の世おは其事多し蓋し人智漸く開々學識漸く博く人々自

主の念を發起するに至りて始て其権利の保護を求むるに

因るなりさきば我聖德至仁の明治政府ハ人世無比の良法

頒布し來十五年一月一日を以て之を實施し我三千五百

万餘の同胞兄弟をして各其所得の権利を保護し更に極樂

諏訪増之亟編輯

浄土に遊樂するの想ひわらしめんと欲す豈に堯舜の世も
今に及むと謂はずして己まんや左れど若し其法の眞意
の闕て論せず先づ其保護を受くべき初步なる二三の手續
を熟知せざれば彼の極樂浄土に遊樂せんと能はざるのみ
ならず抑亦盛徳至仁なる明治聖朝の恩意を奉戴せざるの
恐あり故に新治罪法中最も我々に緊要なる數條と裁判管
轄及び上訴并證人呼出費用の概略を掲げ以て我々と同じ
く法律に詳かならざる人々〔若しあ〕と相共お記臆せんとを
欲し斯は物しより

第一 訴訟ノ種類

治罪法に公訴私訴の二種あり公訴とは何ぞや犯罪あるお
方り検事が社會の人民に代り檢察官となりて裁判所お其
犯罪事件を訴ふるものを云ふ蓋し罪と犯したるは社會一
般に對し害を被しふるものおれば社會一般より之を訴ふ
可き筈なれども實際之を行ふは甚だ難かるべきとなれば
政府より其代理たる官吏をして起訴せしむるなり
私訴とは何ぞや犯罪お因り害を被りたる者が其損害の償
と要め又は物品の返還を求むるものを云ふ蓋し害を爲し
たる罪は社會より公訴を起して刑罰あらんとを請ひ其罪
より生したる損害譬ハ毆打せられたる藥料は被害者より

訴へて其償と求め又は盗れたる物品は其品又は其代價を
求むるものなり故に裁判所ハ刑罰を求むるは公訴にして
檢察官之を行ひ裁判所に償を求むるは私訴にして被害者
之を起すものと知るべし

第二 起訴ノ期限

公訴私訴ともに永世何時にても起すを得べきものに非
らず若し之をして永世起さしむべしとせば被告人死去し
たる後百年の星霜を経て之を訴ふるも刑罰を施さずべき
者此世に在らず徒に無益の手續を爲すお過ぎず故に被告
人の生死を問はず公訴私訴ともに犯罪の時より重罪なれ

六十年輕罪なれば三年違警罪なれば六箇月内に之を起す
べきものと知るべし

第三 告訴告發ノ方法

告訴とは被害者自から犯罪事件を訴るを云ひ告發との被
害者に非ざる者之と訴るを云ふ其告訴の誰にても犯罪の
地またハ被告人所在の地の豫審判事檢事又は司法警察官
に爲すを得るものにして其告訴狀ハ別ニ書式なし唯だ
成可く事件の證據となるべき事を記載之告訴人の姓名と
書し實印を捺すべし又告訴と書面を用ひず口述にても之
を爲すを得るなり告發と爲す手續ハ告訴と異なるとな

しと雖も唯だ其告發人の所在の地か又は犯罪の地を於て
 之を爲すものとし被告人所在の地に告發を爲さざるもの
 とす是れ少しく異なる所なり此告訴告發に付き最も注意
 すべきは此等の訴を爲したるに因り前に謂へる公訴私訴
 共に起りたるを非ざる是なり

第四 令狀

令狀とは裁判所より發する命令狀を云ふ其種類を四に分
 ち第一を召喚狀と云ひ被告人に對し何日何時に某の裁判
 所へ出頭すべしと云ふとを記載したるものにて裁判所の
 書記局附の使丁之と送達するものなり猶ほ現今用ふる所

の裁判所の差紙の如し第二を勾引狀と云ひ巡查を渡し之
 をして被告人を勾引せしむるものなりされど勾引は四十
 八時間を限りとす第三を勾留狀と云ひ亦巡查をして被告
 人に對し執行せしむるものなりさきと勾留の期限は十日
 間を過ぐべからず第四を收監狀と云ひ被告人を吟味中監
 倉に留置く爲めの令狀にして其期限なきものなり此令狀
 の中召喚狀を除くの外勾引狀勾留狀收監狀の皆な巡查の執
 行するものにして巡查の其正本を被告人に示し然る後に
 非ざれど之を執行すると得ず被告人は其令狀の謄本を
 請ふの權ある者なり

第五 送達書并令狀執行ノ時限

送達書は裁判所の書記が作るものにして總て訴訟書類を訴訟關係人へ送達する時之へ添へて送る書狀なり猶ほ今の送狀の如し此送達書并に令狀共に日出前日没後及び休暇日に送達并に執行すべからざるものとす

第六 期限ノ計算并猶豫

裁判所に於て期限を算ふるに時と以てするもの其時は起算す假令バ二十四時間へ出頭すべき命令あれば其命令のありたる時より算へ始めるが如し又日を以てするもの初日を除きて起算す譬バ裁判言渡に對し三日間に上

訴すべきもの其言渡の日を除き翌日より三日の間に上訴するが如しされど其期限の終りに當る日休暇なれば期限内へ算入せず翌日を以て之に換ふものとす何れの場合にても一日と云ふの二十四時間一月と云ふの三十日一年と云ふの曆に従ふものと知るへし
期限の猶豫の陸路八里以下三里以上を以て一日分と定め

裁判所一覽表

大											控訴
東京											始審
本所區	本郷區	芝區	四谷區	麴町區	淺草區	下谷區	京橋區	日本橋區			治安府縣
東京府											國名
武藏											區郡名
本所區ノ内	深川區	南葛飾ノ内									日本橋區 京橋區ノ内
							京橋區ノ内				
											下谷區 神田區ノ内 北豐島ノ内
											淺草區 本所區ノ内 南足立 南葛飾ノ内 北豐島ノ内
											麴町區 神田區ノ内 牛込區 南豐島ノ内
											四谷區 赤坂區 東多摩 南豐島ノ内 荏原ノ内
											芝區ノ内 麻布區 荏原ノ内 南豐島ノ内
											本郷區 小石川區 神田區ノ内 北豐島ノ内
											本所區ノ内

京											控訴				
橫濱											始審				
品川	橫濱	小田原	八王子	千葉	八日市場	千葉	水更津	水戸	土浦	土浦	下妻	梶木	梶木	宇都宮	宇都宮
神奈川縣											治安府縣				
千葉縣											國名				
茨城縣											區郡名				
常陸											區郡名				
安房											區郡名				
上野											區郡名				
下野											區郡名				
芝區ノ内 荏原ノ内	橫濱區 久良岐 橘樹 都筑 三浦 鎌倉 高坐	足柄上 足柄下 大住 陶綾 愛甲	南北西 多摩 津久井	下植生 千葉 印旛 南相馬 東葛飾 上植生 夷隅 長柄 市原	海上 香取 匝瑳 山邊 武射	天羽 周淮 望陀 全羽 四郡	東茨城 那珂 久慈 多賀 鹿島ノ内 西茨城 那珂 久慈 多賀 鹿島ノ内	新治 筑波 河内 信太 行方 鹿島ノ内 北相馬	眞壁 猿島 結城 岡田 豐田 西葛飾	上野 都賀 寒川 安蘇 築田 足利	下野	河内 芳賀 塩谷 那須			

判										
新發田	新潟	上田	長野	松本						
新發田	新潟	岩村田 上田	飯山 長野	福島	大町	上諏訪	飯田	松本	谷村	
新潟縣	新潟縣	長野縣	長野縣	長野縣						
越後	越後	信濃	信濃	信濃						
北蒲原	新潟區 西蒲原 中蒲原 南蒲原	南佐久 小縣 埴科ノ内 更級ノ内	下高井 上水内ノ内 上高井 更級ノ内 埴科ノ内 下水内	西筑摩ノ内	東筑摩ノ内 南安曇ノ内	上伊那ノ内 諏訪	上伊那ノ内 西筑摩ノ内	東筑摩ノ内 南安曇ノ内 上伊那ノ内	南都留	

裁										訴		
甲府	濱松	静岡岡			前橋			熊谷	浦和			
甲府	掛川 濱松	沼津	下田	静岡岡	太田	高崎	前橋	大宮	熊谷	浦和		
山梨縣	静岡縣	静岡縣			群馬縣			埼玉縣	埼玉縣			
甲斐	遠江	伊豆河	伊豆	駿河	上野			武藏	武藏	下總		
西山梨 東八代 西八代 北中 南中 巨摩	城東 佐野 榛原	駿東 富士 君澤 田方 加茂ノ内	山名 周智 豐田 磐田 長上 敷知 引佐 鹿玉 濱名	庵原 有渡 安部 志田 益津	那加 加茂ノ内	新田 山田 邑樂	多胡 吾妻	秩父	北埼玉 比企 男衾 横見 大里 榛澤 麻羅 兒玉 賀美 那賀	北足立 新庄 入間 高麗 南埼玉 北葛飾	中葛飾	

阪									
洲本	豊岡	路姫	神戸	宮津	園部				
洲本	豊岡	姫路	篠山	明石	神戸	宮津	福知山	園部	天王寺
兵庫縣	兵庫縣	兵庫縣	兵庫縣	京都府	京都府				
淡路	但馬	播磨	丹波	播磨	攝津	丹後	丹波	河内	攝津
全國二郡	全國八郡	多可加西 節西佐用 六栗	多紀氷上	明石美嚢 加東加古	神戸區八部	全國五郡	天田何鹿 船井南桑田	南區ノ内 西成ノ内 東成ノ内 住吉 茨田交野 河内若江 澁川高安志 紀ノ内	讚良

大					所				
大坂	京都	相川	高田	長岡					
中ノ島	本田	伏見	下京	上京	相川	糸魚川	高田	六日町	柏崎
大坂府	京都府	新潟縣	新潟縣	新潟縣					
攝津	攝津	山城	佐渡	越後	越後				
東區南區ノ内 南區ノ内 島上島下 能勢 豐島	西區北區ノ内 西成ノ内	上京區愛宕ノ内 葛野ノ内 下京區愛宕ノ内 葛野ノ内 宇治ノ内 乙訓紀伊 久世相樂 綴喜 宇治ノ内	全國三郡	西頸城 中頸城 東頸城	南魚沼	刈羽ノ内	古志北魚沼 三島刈羽ノ内	岩船	

審										
判										
德島	田邊	和歌山	奈良	堺	七尾	富山				
德島	田邊	和歌山	五條	奈良	堺	輪島	七尾	魚津	富山	高岡
德島縣	和歌山縣	和歌山縣	大阪府	大阪府	石川縣	石川縣				
阿波	紀伊	紀伊	大和	和泉	河內	能登	越中	越中		
名東名西 勝浦那賀海部板野	日高 東牟婁	和歌山區 伊都那賀名草海部有田	宇智吉野 葛上忍海高市ノ内	市廣瀬 宇陀高市ノ内葛下ノ内	添上 添下山邊平群式上式下十	八上古市 石川錦部	大縣安宿 志紀ノ内丹北丹南	堺區 全國四郡	珠洲鳳至	鹿島羽昨

控										
金澤	福井	彦根	大津	津山	岡山					
小松	金澤	大野	福井	敦賀	彦根	小濱	大津	津山	高梁	岡山
石川縣	福井縣	福井縣	滋賀縣	滋賀縣	福井縣	滋賀縣	岡山縣	岡山縣		
加賀	越前	若狹	越前	近江	若狹	近江	美作	備中	備中	備前
能美江沼	大野	南條今立 丹生吉田坂井足羽	三方	敦賀	神崎愛智 犬上坂田伊香	遠敷大飯	滋賀野洲 甲賀栗太浦生高島	全國十二郡	上房阿賀 哲多川上	小田後月 下道窪屋淺口

判 裁 訴 控 屋 古 名										
	山田	安濃津			岡崎	名古屋				
岐阜	山田	上野	四日市	安濃津	豐橋	岡崎	一ノ宮	熱田		
	三重縣	三重縣			愛知縣		愛知縣			
飛騨	美濃	志摩	伊勢	伊賀	伊勢	紀伊	三河	尾張		
益田ノ内	厚見羽栗 武儀郡上	答志英虞	多氣度會	全國四郡	桑名員部 朝明三重	飯野 南牟婁	河曲 鈴鹿奄藝 安濃飯高一志	八名 北設樂室飯 渥美	額田碧海 幡豆 東加茂	丹羽葉栗 中島

所									
	宇和島	松山			高松	中村	高知	脇町	
名古屋	宇和島	大洲	西條	松山	丸龜	高松	中村	高知	脇町
	愛媛縣	愛媛縣			愛媛縣	高知縣	高知縣	德島縣	
	伊豫	伊豫			讚岐	土佐	土佐	阿波	
名古屋區	北南東 宇和	喜多 西宇和	宇摩 新居周布 桑村越智	温泉	野間 久米風早 上浮穴和氣 伊豫	内那珂 多度三野 豐田鶴足 阿野ノ	大内 寒川三木 山田香川 阿野ノ	幡多	安藝香美 長岡土佐 吾川高岡

長崎						所判			
嚴原	福江	平戸	佐賀	長崎	西郷	鳥取	米子	濱田	
福岡	嚴原	福江	平戸	唐津	佐賀	島原	長崎	西郷	鳥取
	長崎縣	長崎縣	長崎縣	長崎縣	長崎縣	島根縣	鳥取縣	鳥取縣	島根縣
筑前	對馬	肥前	壹岐	肥前	肥前	隱岐	因幡	伯耆	石見
福岡區 嘉麻上座 下座 夜須 御笠 志摩	全國二郡	南松浦 西彼杵ノ内	北松浦 全國三郡	東松浦 西松浦	基肄 養父 三根 神崎 佐賀 小城 杵島 藤津	南高來	長崎區 北高來 東彼杵 西彼杵ノ内	全國四郡	全國六郡

廣島							所			
松江		山口	尾道	廣島	高山	岐阜				
今町	松江	萩	赤間關	岩國	山口	尾道	三次	廣島	高山	
島根縣		山口縣		廣島縣	廣島縣	岐阜縣	岐阜縣			
出雲	長門	周防	長門防	備後	備後	安藝	安藝	飛彈	美濃	
神門 出雲 楯縫 飯石	大原 意宇 能義 秋鹿 島根 仁多	大津 阿武 見島	赤間關區 厚狹 豐浦	熊毛 大島 玖珂	美濃 佐波 吉敷	蘆田 安那 神石	御調 甲奴 世羅 深津 品治 沼隈	高田 三谿 奴可 三上 三次 惠蘇	廣島區 沼田 安藝 佐伯 山縣 高宮 加茂 豐田	大野 吉城 益田ノ内

		判 所							
		宮崎		鹿兒島			天草		
古川	仙臺	延岡	都城	宮崎	大島	水引	鹿兒島	天草	人吉
		鹿島縣		鹿島縣			熊本縣		
陸前		日向	大隅	大隅	薩摩	大隅	薩摩	肥後	
	志田 加美 玉造 栗原	仙臺區 宮城 名取 黒川	白杵	珊瑚ノ内 諸縣ノ内	宮崎 兒湯 諸縣ノ内 珊瑚ノ内	大島	薩摩 高城 伊佐 甌島 日備ノ内 出水ノ内 菱刈	天草	求麻
							鹿兒島 日置ノ内 額娃 出水ノ内 揖宿 川邊 谷山 阿多 給黎 始羅 噲啖 肝屬 熊毛 大隅 桑原 馭謨		

控 訴 裁													
熊本		中津		大分			福岡						
八代	山鹿	熊本	豆田	中津	杵築	竹田	佐伯	大分	小倉	久留米			
熊本縣		大分縣		大分縣			福岡縣						
肥後		豐後	豐前	豐後			筑前	豐前	筑後				
八代 蘆北	山鹿 山本 菊池 玉名	阿蘇	熊本區 飽田 託摩 宇土 合志 上益城	玖珠 日田	下毛 宇佐	西國 東 速見ノ内	直入 大野ノ内	南海部 北海部ノ内 大野ノ内	大分 北海部ノ内 大野ノ内 速見ノ内	遠賀 鞍手	企救 田川 京都 中津 筑城 上毛	全國十郡	怡土 那珂

裁 判 所								
大曲	秋田	磐井	盛岡	酒田				
大曲	能代	本庄	秋田	磐井	宮古	盛岡	酒田	新庄
秋田縣	秋田縣	岩手縣	岩手縣	山形縣				
羽後	羽中	羽後	陸前	陸中	陸中	陸奧	陸中	羽後
仙北平鹿雄勝	山本北秋田 鹿角	由利	川邊南秋田	氣仙	東磐井 西磐井 江刺	東南閉伊 北中閉伊	二戸 南九戸 西閉伊 北岩手 紫波 稗貫 東和賀	西田川 東田川 鮎海
								最上

宮 城 控 訴							
山形	米澤	若松	平	白川	福島		仙臺
山形	米澤	若松	平	白川	中村	福島	大河原
山形縣	山形縣	福島縣	福島縣	福島縣	福島縣		宮城縣
羽前	羽前	越後	岩代	磐城	岩代	磐城	磐城
東北 南村山	東南 置賜	東蒲原	北會津 那麻河 沼大沼 安積ノ内	磐前 磐城 檜葉 菊田 標葉 田村ノ内	岩瀨 安積ノ内	西白川 石川	宇多 行方
					信夫 安達 伊達ノ内	田村ノ内	柴田 刈田 伊具 亘理
							伊達ノ内
							桃生 牡鹿 登米 本吉 遠田

院							
所 判 裁 訴 控 館 函							
八 戸	弘 前			函 館			
八 戸	五 所 河 原	青 森	弘 前	壽 都	福 山	江 刺	函 館
青 森 縣	青 森 縣			開 拓 使			
陸 奥	陸 奥			後 志	渡 島	後 志	渡 島
三 戸 上 北 ノ 内	北 津 輕	東 津 輕 下 北 上 北 ノ 内		西 中 津 輕 南	島 牧 壽 都 歌 棄 磯 谷	津 輕 福 島	久 遠 太 櫓 瀬 柳 奥 尻
						龜 田 上 磯 茅 部	山 越

第八裁判管轄ノ概略

凡そ裁判管轄の犯罪の種類性質場所及び被告人の身分に由て異なるものなり其犯罪の種類と重罪に重罪裁判所之を管轄し輕罪に輕罪裁判所之を管轄し違警罪に違警罪裁判所之を管轄するを云ふ又犯罪の性質と國事犯に高等法院之を管轄し常事犯に通常の裁判所之を管轄する等にて罪の性質異なるに因り之を裁判する所も亦異なるを云ふ又犯罪の場所と罪を犯したる所に由て其被告人を裁判する所を定むるものにして譬の東京にて罪を犯したる者の東京の裁判所にて之と管轄し横濱にて

犯したる者の横濱の裁判所にて之を管轄するの如し何れの場合もても罪を犯したるときは其土地の裁判所にて之を管轄するを云ふ又被告人の身分といふ皇族及び勅任官の犯したる罪は其身分通常の官吏より尊く又平民といふ雷壤の違あるを以て之を通常の裁判所にて裁判せし高等法院に於て管轄するを云ふ此等の來明治十五年一月一日より實施せらるべき新治罪法の定むる所にして日本人民の其權利を行ふにつき大なる關係あれは特にお熟知し置くべきなり而して其最も緊要なるは場所の管轄なるを以て司法省丁第十六号の御布達に基き裁判所の位置及び管轄を掲

け仍舊治罪法中管轄に關する數條を記載し讀者をして一目瞭然たらしめんとを庶幾すと爾云

治罪法

第三十八條 犯罪ノ種類ニ因リ裁判管轄ヲ定ム

ルヲ左ノ如シ

- 一 違警罪ハ違警罪裁判所
 - 二 輕罪ハ輕罪裁判所
 - 三 重罪ハ重罪裁判所
- 重罪及ヒ輕罪又ハ輕罪及ヒ違警罪ニ付キ同時ニ同一ノ被告人ニ對シ訴アツタル時ハ附帶シ

犯罪ニ非スト雖ドモ上等ノ裁判所併セテ之ヲ
管轄ス

第四十條 司等ノ裁判所ニ於テハ犯罪ノ地ノ裁
判所ヲ以テ豫審及ヒ公判ノ管轄ナリトス
犯罪ノ地分明ナラサル時ハ被告人逮捕ノ地ノ
裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第四十一條 數箇ノ裁判所ノ管轄地内ニ於テ同
時ニ又ハ繼續シテ一箇ノ罪ヲ犯シタル時ハ其
中ニテ被告人逮捕ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄
ナリトス

數罪俱發ノ場合ニ於テモ亦同シ

第四十二條 犯罪ノ地ニ非サル裁判所ノ管轄地
内ニ於テ被告人逮捕シタル時ハ最近ノ管轄
裁判所ニ送致ス可シ

令狀ヲ以テ被告人ヲ逮捕シタル時ハ其令狀ヲ
發シタル裁判所ニ送致ス可シ

第四十三條 數箇ノ裁判所ノ管轄ナル場合ニ於
テ被告人ヲ逮捕スルヲ能ハス若クハ法律上逮
捕スルヲ許サ、ル時ハ其中ニテ最初豫審又
ハ公判ニ着手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリ

トス

第四十四條

從犯ハ正犯ヲ管轄スル裁判所ヲ以

テ其管轄ナリトス

數箇ノ裁判所ノ管轄ニ屬スル正犯數名アル時

ハ其中ニテ最初豫審又ハ公判ニ着手シタル裁

判所ヲ以テ其管轄ナリトス

高等法院及ヒ陸海軍裁判所ノ管轄ニ付キ法律

ニ於テ特ニ定メタル場合ハ本條ノ例ニ在ラス

第四十五條

外國ニ在テ犯シタル罪日本國ノ法

律ニ依リ處斷ス可キ者ニシテ内地ニ於テ被告

人ヲ逮捕シタル時ハ逮捕ノ地ノ裁判所ヲ以テ

其管轄ナリトス又外國ヨリ送致シタル時ハ送

致ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

關席裁判ヲ爲ス可キ場合ニ於テハ被告人最終

住所ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス其住

所分明ナラサル時ハ裁判管轄ヲ定ムルノ訴ヲ

爲ス可シ

第八

刑事控訴上告及ヒ證人呼出費

一 刑事裁判所ノ裁判言渡ニ對シ訴訟關係人ヨリ

控訴又ハ上告ヲ爲ス者アル時ハ原裁判所ニ於

テ其訴訟費用ノ全額ヲ算定シテ之ヲ豫納セシムヘシ若シ豫納スルヲ能ハザル時ハ控訴又ハ上告ヲ爲スヲ許サス

一 豫審又ハ公判ニ付證人ヲ呼出サント請フ者アル時ハ裁判所ニ於テ其旅費日當等ノ金額ヲ算定シテ之ヲ豫納セシムヘシ

一 若シ被告人旅費日當ヲ豫納スルノ資力ナキ時ハ治罪法第七十條ノ制限ニ從ヒ裁判所ニ於テ其費用ヲ立替置クヘシ

明治十四年十月廿八日出版御届

定價金拾錢

編輯并出版人

東京府平民

諏訪増之丞

東京府下南葛飾郡
須崎村八十五番地寓

發兌人

東京日本橋區西川岸町
須原鐵二

賣弘人

同檜物町
加藤正七

同神田雉子町

同京橋區南鍋町

巖々堂

うささや

同元大坂町

同日本橋區通三丁目十三番地

法木徳兵衛

小林鐵二郎

